

■ 書 評



「精神病院の改革に向けて～
医療観察法批判と精神医療」

富田 三樹生 著
青弓社 2011年2月
270頁, 定価 3,150円

本書は、多摩あおば病院における精神医療の改革を進める一方、日本精神神経学会の「精神医療と法に関する委員会」や「法・倫理関連問題委員会」などで人権に関する諸問題や医療観察法の問題に取り組んでこられた富田三樹生氏が、互いに密接に関係する医療観察法と精神医療の在り方の問題について精神神経学会誌、精神医療などに掲載された文章を中心に加筆、編集を加え出版されたものです。序章を読めば本書の主題である精神医療制度と医療観察法が有する問題点の概要が把握できる構成になっており、関連する問題として2006年に国連で採択され翌年日本政府が署名した障害者権利条約の運用により生じる可能性のある人権上の懸念についても論じられています。第1章では医療観察法との関連で、現在の一般の精神医療の問題について掘り下げた議論がなされ、その中で医療法特例による予算や人員配置の不足、精神医療政策における地域移行を推進する経済インセンティブの不足、司法と精神医療の関係、公的病院機能と民間病院機能の在り方の問題などが検討されています。また、その制約下でこれまでに筆者の病院や他の精神科医療機関が地域移行の促進などの病院改革に向けて取り組んできた事例についても紹介されています。筆者は今後のあるべき道筋の1つとして、2009年に法・倫理関連問題委員会から出された報告書に提唱されている精神科医療改革基本法（仮称）を紹介しています。

その中では医療観察法を廃止すること、精神科の医療法特例基準を解消し精神医療を一般医療法基準への編入・統合することで一般精神科医療を強化すること、複数ある非自発入院の在り方を1つに統合すること、従来の保護者制度を廃止して保護者にかわって自治体が入院治療や地域移行に関わるべくソーシャルワークステーションを設置すること、入院を限定化して地域医療支援体制を有効化するべく診療報酬の配分を行うことなどの考えを示しています。第2章では医療観察法に焦点をあて、医療観察法の運用に関わる医療機関にかかる実務上の弊害、医療観察法が一般精神医療に及ぼす悪影響、現在の司法そのものが持つ問題点と司法と精神医療との境界・関係性における問題点、人権上の懸念など様々な問題が指摘されています。第3章は前章と関連しつつも話題が変わり、第1節では精神医療の現場でこれまでに起こった人権問題に関わる事件について、第2節では刑法第39条や責任能力に関する問題についてのこれまでの経緯や考え方の概説、検討がなされ、第3～6節には筆者が多摩あおば病院に移られる前の東京大学精神科病棟での活動が記述されています。

本書は複雑な過去を持つ精神医療の歴史を概略し、本質的に難しい問題を抱える精神医療の将来の在り方を論ずる書であるがゆえに、読み進む中で筆者の主張に納得、賛同するところもある半面、疑問に感じる点、考えを異にする点も出てくるのではないかと思います。本書を読むことは医療観察法や精神医療と人権問題に関わる情報を収集整理する上でも有用でしょうが、今後の精神医療の体制の在り方を考えていく刺激となることにこそ本書の意義はあると思います。本書の主題である精神医療の在り方、患者さんの人権の在り方、精神医療と司法との境界の問題は精神医療の根幹に関わり、精神医療の将来を大きく左右する問題ですので、若い世代も含め広く精神科医の間で議論、検討が進められることが望まれるところです。

(富田博秋)